

平成 22 年 6 月 2 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 22 年 6 月 2 日（水） 午後 2 時 00 分				
場 所	教育委員会室				
開 会	午後 2 時 00 分				
閉 会	午後 2 時 45 分				
出席委員					
委 員 長	高 木 新 太 郎				
委 員	高 杉 政 宏				
委 員	横 井 利 男				
委 員	鈴 木 み ゆ き				
教 育 長	久 保 孝 之				
説明のために出席した職員					
教育委員会事務局次長	小 暮 眞 人				
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏				
学 務 課 長	藤 田 悟 夫				
指 導 室 長	仁 王 紀 夫				
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司				
生涯学習課長	福 山 弘				
スポーツ振興課長	宮 本 知 幸				
あずま図書館長	渡 邊 久 尚				

2 会議の概要

○高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は横井委員にお願いいたします。

議決事項第 1

議案第 47 号「教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○横井委員 現実の問題として職員が超過勤務を請求するという例は、多いのですか。

○**庶務課長** 超過勤務は上司からの命令になります。これは幼稚園職員の例ですが、行事がある時などが多いようです。

○**高木委員長** これは幼稚園教育職員についてですね。

○**庶務課長** 区の職員についても別途勤務時間条例の改正がございます。

○**高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第1、議案第47号「教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第48号「教育委員会関係議案（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○**横井委員** 文京区では区長以外取得したことがないと聞きましたが、墨田区では実態はどうなっていますか。

○**庶務課長** データはございませんが、身近にいる男性職員で取得している例がありました。

○**高木委員長** よろしいでしょうか。それでは、議決事項第2、議案第48号「教育委員会関係議案（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第49号「教育委員会関係議案（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し庶務課長が説明する。

○**高木委員長** それでは、議決事項第3、議案第49号「教育委員会関係議案（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議決事項第4

議案第50号「教育委員会関係議案（墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○**高木委員長** それでは、議決事項第4、議案第50号「教育委員会関係議案（墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議決事項第5

議案第51号「教育委員会関係議案（墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、学務課長が説明する。

○高木委員長 これも東京都の条例改正に伴う墨田区の条例を改正するというのが趣旨ですね。結局は金額の変更ですね。上がったのですか。

○久保教育長 薬剤師については一部上がりましたが、全体としては下がりました。

○学務課長 下がる部分が多いです。学校薬剤師の部分だけですので、その部分だけ見ると下がるのが多いです。上がる部分は5年未満の方と5年以上10年未満の方の部分が若干上がります、それについては適用日が遡って適用されるという形になり、高い金額が保証されます。下がる部分は施行日となっておりますので6月30日以降ですので、それまでは前の高い金額が適用されます。32ページをご覧ください。この表の学校薬剤師の補償基礎額という部分だけが、今回政令においては変わっています、都においても金額が変わっています。区の条例に係る部分におきましては学校薬剤師の補償基礎額の10年以上の方に関しては下がってしまいます。

○高木委員長 それでは、よろしいでしょうか。それでは、議決事項第5、議案第51号「教育委員会関係議案（墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議決事項第6

議案第52号「平成22年度墨田区一般会計補正予算（第2号）案に関する意見聴取について」の案件を上程し、あずま図書館長が説明する。

○高木委員長 よろしいでしょうか。それでは、議決事項第6、議案第52号「平成22年度墨田区一般会計補正予算（第2号）案に関する意見聴取について」は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

墨田区議会正副議長の就任について、資料1のとおり庶務課長が説明する。

○高木委員長 報告承りました。

報告事項第2

墨田区議会常任委員会、議会運営委員会、特別委員会名簿について、資料2のとおり庶務課長が説明する。

○高木委員長 報告承りました。

報告事項第3

墨田区監査委員の就任について、資料3のとおり庶務課長が説明する。

○高木委員長 報告承りました。

報告事項第4

平成21年度定期監査（第2回）の監査結果について、資料4のとおり庶務課長が説明する。

○高木委員長 工事に伴う水道の利用だから、すぐに使うと思いますが、事前に何か出しておけばいいということなのですか。

○スポーツ振興課長 水道局と事前に協議するということが前提になっていまして、それにつきましては、区と業者との契約書の中に盛り込んであります。業者と水道局とが協議して、実際は今、区としては、減額・減免というかたちで使っているわけですが、工事用水になりますと減額がない。そういうものを含めまして、業者と水道局が本来は事前に契約をしなくてはならない、ということがございます。

○高木委員長 水道局と業者が契約するのに、業者による届け出の失念というのですが、これは契約内容の結果を区の方へ報告していなかった、そういう意味ですね。

○教育委員会事務局次長 監査結果の内容の最後に今後の事務執行に十分に気をつけてくださいとあるのですが、事務局として関係各課に、これを教訓にしてまた似たような工事がありますので、再発防止をするようにということで、次長名で通知を出させてもらいました。

○高木委員長 第2回目はこの一件だけだったのですか。

○庶務課長 指摘事項はこれだけです。

○高木委員長 以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了しました。これで教育委員会を閉会します。